

総務市民委員会 会議録

=====
日 時 令和元年12月18日(水曜日)
午後0時58分開会、午後2時21分閉会
場 所 第3委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

議案の審査

- ①議案第101号 土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- ②議案第103号 土浦市印鑑条例の一部改正について
- ③議案第104号 土浦市自転車駐車場条例の一部改正について
- ④議案第110号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- ⑤議案第113号 令和元年度土浦市一般会計補正予算(第7回)
- ⑥議案第119号 財産の取得の変更について((仮称)土浦市立学校給食センター厨房機器物品購入)
- ⑦議案第123号 町の区域の変更について
- ⑧議案第124号 新治地方広域事務組合からの脱退について

4 その他

5 閉 会

出席委員（7名）

委員長	島岡	宏明
副委員長	今野	貴子
委員	久松	猛
委員	吉田	博史
委員	吉田	千鶴子
委員	海老原	一郎
委員	柴原	伊一郎

欠席委員（1名）

委員	篠塚	昌毅
----	----	----

説明のため出席した者（27名）

市長公室長	船沢	一郎
総務部長	望月	亮一
市民生活部長	小松澤	文雄
議会事務局長	塚本	哲生
消防長	飯村	甚
消防次長	塩ノ谷	秀雄
秘書課長	細野	賢司
政策企画課長	山口	正通
財政課長	佐藤	亨
広報広聴課長	羽成	健之
総務課長	真家	達成
人事課長	今野	修
管財課長	渡辺	善弘
課税課長	羽成	信明
納税課長	大橋	博
市民活動課長	飯泉	貴史
生活安全課長	坂本	英宣
市民課長	佐野	善則
環境保全課長	佐賀	憲一
環境衛生課長	五来	顕
会計管理者	根本	陽一
議会事務局次長	川上	勇二
監査事務局長	武藤	義隆

消防総務課長	嶋 田 邦 彦
予防課長	谷田貝 修
警防救急課長	岩 松 克 彦
学務課保健給食係長	藤 田 和 紀

事務局職員出席

主 査 寺嶋 克己

傍聴者（0名）

男 0名

女 0名

○**島岡委員長** ただ今から総務市民委員会を開催いたします。本日は、篠塚委員が体調不良のため、欠席しております。

只今から総務市民委員会を開催いたします。それでは、協議事項の付託された議案の審査に入ります。議案第101号土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○**今野人事課長** 議案第101号土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正について、1ページをお願いします。本案は令和元年度人事院勧告に準拠しまして、本市職員の月例給については平均で0.1パーセント程度。ボーナスについては0.05月分。こちらを4月に遡って引き上げるものでございます。また、住居手当につきましては、民間における支給状況等を踏まえた改定を行うものでございます。2ページの(2)及び(3)の通り市議会議員及び市長等の常勤特別職の期末手当につきましては、国に準じてそれぞれの関係条例を改正し0.05月分を4月に遡って引き上げるものでございます。さらに(4)につきましては、弁護士などの専門的な知識や経験を持った人材である特定任期付職員の給与について国家公務員に準拠し給与表及び期末手当の引き上げを改定するものでございますが、現在本市におきましては、特定任期付職員の任用はございません。遡及して引き上げを行うものにつきましては、公布の日から、その他の改正については令和2年4月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いします。

○**島岡委員長** 何かご質問がございますか。

○**久松委員** 対象となる職員はどの程度となるんですか。

○**今野人事課長** 額でしょうか。それとも人数でしょうか。

○**久松委員** 人数。

○**今野人事課長** 人数は、現在、市の方の職員が963名ほど居ますので、再任用の職員、全部合わせますと1,009名となります。

○**島岡委員長** その他何かございませんか。

(「なし」という声あり)

○**島岡委員長** それでは採決いたします。議案第101号土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○**島岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議案第101号土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案どおり決しました。

次に、議案第103号土浦市印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○**佐野市民課長** 議案第103号土浦市印鑑条例の一部改正についてご説明させていただきます。3ページをお願いいたします。土浦市印鑑条例については、印鑑の登録及び証明について必要な事項を定めているものですが、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、国が示している印鑑登録証明事務取扱要領が改正され、法定代理人が同行しており、かつ成年被後見

人本人による申請があるとの条件付ではございますが、成年被後見人が印鑑登録をできるようになったため、土浦市印鑑条例の一部を改正するものでございます。改正の内容についてですが、土浦市印鑑条例の登録資格のうち、印鑑の登録を受けることができない方を定めております、第2条第2項第2号について、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）」に改めるものでございます。施行日につきましては公布の日からとするものでございます。説明につきましては、以上でございます。

○島岡委員長 何かご質問がございますか。

（「なし」という声あり）

○島岡委員長 それでは採決いたします。議案第103号土浦市印鑑条例の一部改正については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○島岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第103号土浦市印鑑条例の一部改正については、原案どおり決しました。

次に、議案第104号土浦市自転車駐車場条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○坂本生活安全課長 議案第104号土浦市自転車駐車場条例の一部改正について、4ページをお願いいたします。神立駅西口地区土地区画整理事業に伴い、現在建替え工事中の神立駅西口自転車駐車場を令和2年2月1日より供用開始するにあたり、定期駐車料金を一部変更する必要があるため、改正するものでございます。新設の自転車駐車場の自転車ラックが平面式から上下2段式に変更になるため、自転車定期駐車料金に、上段の料金。一般料金の2,140円と学生料金の1,600円を追加するものでございます。これらの料金は市内の他の市営の自転車駐車場と統一された料金となっております。条例施行は令和2年2月1日からとなっております。説明は以上でございます。

○島岡委員長 何かご質問がございますか。

（「なし」という声あり）

○島岡委員長 それでは採決いたします。議案第104号土浦市自転車駐車場条例の一部改正については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○島岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第104号土浦市自転車駐車場条例の一部改正については、原案どおり決しました。

次に、議案第110号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○今野人事課長 議案第110号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。本案につきましては、会計年度再任用職員制度の創設に伴いまして、関係条例の一部改正を行うものでございます。本制度は非常勤職員について、適正な運用方法や勤務条件を確保するため、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され

たことに伴い行うものでございます。この改正において非常勤特別職及び臨時的任用職員の任用条件が厳格化されるとともに、非常勤一般職について新たに会計年度任用職員制度が創設されたことから本市におきましても非常勤職員等についての制度整備を行うものでございます。それではまず、創設されます会計年度任用職員について2番の実施内容でご説明をいたします。まず、この度の法改正に伴いまして非常勤の特別職は産業医や校医などのように助言診断を行う職種に限定をされました。また、臨時的任用職員は、常勤職員に欠員が生じた場合緊急的に常勤職員が行うべき業務に従事する場合に限定をされました。下の図をご覧くださいと思います。これまでの非常勤職員653人。臨時職員45人と。それから特別職のうち、助言診断等を行う職種。例えば産業医や校医などを除いた70人。合わせて750人すべてが会計年度任用職員に移行することとなります。ちなみに正職につきましては、図の右側に記載の通り1,009人となっております。次に会計年度任用職員制度の整備内容でございますが、まず、パートタイム会計年度任用職員対象の制度設計といたします。また、この度の法改正に関連して報酬に地域手当を含めて支給することが出来るようにすることとし、支給対象となる会計年度任用職員に期末手当を支給できるようにするものでございます。そして、労働基準法等で定める休暇（産前・産後休暇、育児休暇など）の付与でございますが、会計年度任用職員については、労働基準法が適用されることから労働基準法に規定される産前・産後休暇等の取得について制度化するものでございます。例えば一番下の括弧で括弧のある例とありますが、現在8時半から5時までの1日7.5時間、週5日間勤務をしている非常勤の事務職補助の場合を例にいたしますと、時給が850円から地域手当相当を含め915円に増額となります。それから期末手当が年間で20万支払われますので、この結果、年間166万円から194万円に28万円の増額となります。なお、この件間の金額は勤務時間数によって変わってくるものですので、全職種の平均で11万円の増額となります。6ページをご覧くださいと思います。これらの制度整備に伴いまして関係する条例の一部改正が必要となり、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴います関係条例の整備に関する条例により関係いたします10の条例の一部改正を行うものでございます。なお、施行日につきましては、来年、令和2年4月1日からとなります。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**島岡委員長** 何かご質問がございますか。

○**吉田（博）委員** この臨職の増額によって、その財源、財源はどういったものが充てられるのか。

○**今野人事課長** 財源は市財でございます。市の財源でございます。

○**吉田（博）委員** 国から後で交付税でいくら来るなんてことはないの。

○**今野人事課長** それは、ございません。

○**望月総務部長** すいません。非常勤職員に限らず人件費については、交付税の算定にもなっているということになりますので、明確に何パーセントという話ではないのですが、全体の中でそういう対象にはなっております。

○**吉田（博）委員** はい。わかりました。

○久松委員 このことによって必要な財源はいくらになりますか。

○今野人事課長 現在の状況で、来年度の会計年度任用職員を想定いたしますと、約3,300万ほどが見込みでございます。

○島岡委員長 その他何かございませんか。

(「なし」という声あり)

○島岡委員長 それでは採決いたします。議案第110号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○島岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第110号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案どおり決しました。

次に、議案第113号令和元年度土浦市一般会計補正予算(第7回)～歳入全部、歳出中第1款(議会費)、第2款(総務費)、第3款(民生費)中第1項(社会福祉費)中第7目(消費者行政費)、第4款(衛生費)、ただし、第1項(保健衛生費)を除く、第8款(消防費)、第2表債務負担行為補正中(新治地方広域事務組合施設解体事業負担金)、第3表地方債補正を議題といたします。まず、歳入及び第3表地方債補正については関連がございますので一括して執行部より説明をしていただき、その後歳出を願います。

○佐藤財政課長 7ページをお願いします。議案第113号令和元年度土浦市一般会計補正予算(第7回)第1表の歳入歳出補正予算中歳入についてご説明申し上げます。7ページの上段にあります。歳入予算、今回は地方譲与税以下市債まで2億3,311万9,000円を補正増額させていただくというものでございます。科目別に説明させていただきます。中段ですが、2款の地方譲与税。こちらにつきましては森林環境譲与税でございます。こちらは本年度新設されました、森林の環境整備を目的とする国で制定されました森林環境譲与税。こちらを県からの見込み額の確定によりまして、譲与税を増額するものでございます。見込額と当初予算額の差額でございます20万9,000円を増額していくものでございます。なお、こちらにつきましては、条例におきましても、今議会におきまして、基金条例を提出させていただいておりますので、ご承認させていただいた場合は、全額基金に積立てるというようなことになっております。15款使用料及び手数料でございますが、こちらは、家庭ごみの処理手数料の増でございます。こちら説明の黒丸にもございますが、指定ごみ袋の販売数が伸びているということございまして、処理手数料、販売料、歳入の方の販売料の増ございまして、見込みに対して予算額、差額でございます。1億1,227万円を増額するものでございます。なお、これは後ほど、歳出、環境衛生課の方からありますが、販売手数料の方も1,100万ほど補正増をするものでございます。8ページをお願いします。16款国庫支出金でございます。これは国庫負担金でございます。まず、上段の方ですが、児童扶養手当負担金の増というものでございます。こちら黒丸にもございますが、物価指数の増。こちら約1パーセントということで、当初予算編成後に国の方で制度の方を増

額したということで、その国庫負担金の増3分の1の分でございます。児童扶養手当受給者につきましては、1,494件がございます。その下、拡充の例ということで、こちら全部支給の場合でございますが、概ね1パーセント増額するというものでございます。見込額につきまして、8億840万9,000円のところを予算額が8億449万9,000円でございますので、差額でございます事業費としては396万。その3分の1であります国庫負担金132万を増額補正するというものでございます。その下6節でございますが、児童手当負担金でございます。こちらは児童手当負担金でございます。こちらの場合は決算見込の増に伴う国庫負担金の増でございます。国庫負担金の増でございますが、こちら児童手当法に定められた負担割合、6分の4等の負担割合で増額するものでございまして、見込額に対しまして予算額、その差額分を2,002万4,000円ほどを国庫負担金の増をするものでございます。その下でございますが、16款国庫補助金のうちの総務費の国庫補助金でございます。こちらにつきましては、個人番号カード交付と事務補助金の増となっておりますが、そちらは国の補助事業に則って行われております本市策定のマイナンバーカード交付円滑化計画というものを定めているものでございますが、これによりまして、交付拡大が予想されると、その経費に対する国庫補助金が10分の10で増されるというものでございます。こちら補助対象事業費に対する10分の10でございます。その下でございますが、全体事業費563万8,000円でございます。一部、事務室の追加備品、椅子等の追加備品が補助対象外ということがございまして、その差額でございます507万5,000円の10分の10が国庫補助として歳入されるというものでございますので、補正増するというものでございます。9ページでございます。こちら民生費の国庫補助金でございます。こちらは生活保護の追加事業費の補助金の増となっております。こちらは黒丸の一番上でございますが、国の様式変更等に伴いまして生活保護のシステムの改修が必要になったというものでございますので、内示があったということで補助金を増額するものでございます。事業費にもございますが、マイナンバーと生活保護の受給状況を連携するシステム。生命保険会社に所得の照会などをする様式、これが全国統一の様式で行われるなどの新たな制度改正がございまして、それぞれ3分の2、3分の1、3分の1ずつの補助がございます。その補助の合計でございます71万5,000円というものを国庫補助金として補正増していくというものでございます。その下でございますが、国庫支出金の国庫交付金でございます。こちらにつきましては、道路橋梁費交付金ということで、橋梁耐震対策事業の社総交の増でございます。こちらは国の防災減災の国土強靱化のための3か年の緊急対策補助金というのがございまして、それに対する橋梁耐震化対策の交付金が追加交付があったということで、橋梁の耐震化を収束させるための工事費に対する3,000万に対する55パーセントの社総交。こちらについて補正増していくというものでございます。その下でございますが、8目として災害復旧費国庫交付金でございます。こちらは被災住宅の国庫交付金でございます。台風15号の被災住宅の復旧工事の被災者補助に対する国庫交付金の補助で、10分の5というものでございます。補助の対象等でございますが、対象者、これは住んでいる住宅が半壊及び一部損壊の罹

災証明を受けている方へのものがございます。対象工事として、国庫交付の対象としては、屋根・外壁の改修、耐震性が向上しているだろうというような場合でございます。対象工事額は30万円以上の工事となっております。被災者への補助額ですが、工事費に対しての2割。上限が30万円となっているものがございます。事業費でございますが、平均補助額が20万円と記載してありまして、罹災発行件数が50件ございました。その罹災証明への補助額1,000万円の見込で交付申請を出したところでございます。こちら財源としては、国庫補助の分は720万円となっているところがございますので、この10分の5。2分の1ですね、360万円というのが国庫交付金の増となっております。なお、こちらについては県と市の上乗せ分がございまして、それが、1,000万との差額。それを補助していくということで、次の県の方でご説明いたします。10ページをお願いいたします。こちらについては県の負担金でございまして、先に国の方でもお伝えしました児童手当負担金です。こちら決算見込の増に対する県分の負担金でございまして、389万3,000円を補正増していくというものでございます。その下17款でございますが、こちら災害復旧費県補助金の分でございますが、先ほど国庫補助金の方でもお話ししましたが、台風15号の被災住宅の復旧工事への被災者への補助でございます。補助の対象でございますが、対象者住宅が半壊、一部損壊で罹災証明された方ということで、先ほど同様でございますが、対象工事として屋根の外壁改修。こちらについては、国庫交付金の対象として、国が10分の5に対して、県が10分の3というものと。プラス太字になっていますけれども応急修理等。畳とか壁の一部と。そういったものも上乗せで補助になるということで、その分に対しては10分の8。それから対象工事額というのは30万以上ということで国と同様と。被災者への補助ということでございますが、工事費の2割ということで100万円であれば、20万円というようなことでございますけれども、上限が30万円でございます。これは国の交付金の場合でございまして、県と市の独自については、さらに20万円。プラス20万円。その20万円の分は10分の8の補助をするということで。米印になっているところは県・市による上乗せ支援というものでございます。その下、事業費でございますけれども、20万円が50件想定されますので、1,000万円というところは一緒でございますが、うち国庫交付金と同様の分については10分の3。720万円。720万円の10分の1。それから県分。上乗せ支援の分が280万円と。合計1,000万円でございますが、こちら財源としては国庫交付金の対象分については、国が10分の5でありまして、県が10分の3。市も持出が10分の2というものでございます。さらにその上乗せ支援分については、県と市で行っていくもので県が10分の8。市の持出分も10分の2となっているものでございます。従いまして一番下の歳入でございますが、県補助としては720万円。これは国庫交付金の県分でございますが、こちらの10分の3。216万と。その下、上乗せ分の280万円。対象が10分の8ということで224万。合計440万円。こちらが県補助金として増額補正をしていくというものでございます。11ページでございます。19款寄付金でございます。こちらふるさと土浦応援寄付金ということで、こちらは土浦応援寄付金が増額の予想が立てられるということで、上方

修正というような決定の増に伴いまして、寄付金の増額は1億3,000万円増額の見込でございます。その下、20款繰入金でございますけれども、こちらについては今回の一般補正について、歳入歳出こちらの収支を合わせるために財政調整基金を減額して歳入を調整するというようなものでございます。その下、市債でございますが、こちらについては、先ほどの橋梁耐震補強工事に対する市債の増でございます。こちらの市債については、工事費の3,000万円に対して、先ほどの国庫交付金を差し引いた残り1,350万。こちらは一般財源でございますが、こちらは有利な起債でございます。充当率が100パーセントでございますので、その100パーセント分を地方債として計上するものでございます。12ページでございますが、こちらは第3表地方債補正ということで、同様でございますけれども、1,350万円を地方債補正で増額していくというものでございます。説明については以上でございます。

○**島岡委員長** 何かご質問がございますか。

○**久松委員** 8ページのマイナンバーカードの交付円滑化計画というのはどういうことですか。

○**佐野市民課長** マイナンバーカードの交付円滑化についてご説明させていただきます。こちらにつきましては、国の方が交付枚数の想定というものを作成いたしました。具体的には、令和2年7月以降にマイナンバーカードを活用いたしました消費活性化策が実施されること、そして令和3年3月にマイナンバーカードの保険証利用が開始されること。また約6割の医療機関でマイナンバーカードの利用環境が見込まれること。令和3年末には9割の医療機関で医療環境整備が見込まれることを踏まえまして、この交付枚数の設定をしたところです。具体的には本市におきましては、令和2年度末で、人数でいきまして、6万7,282人。交付率が47.1パーセント。令和3年度末で10万882人。交付率が70.6パーセント。令和4年度末で12万4,882人。交付率87.4パーセントを想定して計画を策定いたしましたものでございます。

○**久松委員** 令和3年までに保険証の代わりにマイナンバーカードが使えるということなんですか。

○**佐野市民課長** 国の方はですね。令和3年3月に、このマイナンバーカードを使って保険証の機能を統廃するということが見込まれているということでございます。

○**久松委員** 要するに、病院には保険証を持たなくて、マイナンバーカードを持って行けばいいということになるの。

○**佐野市民課長** 保険証利用につきましては、具体的にはその辺までは決定しておりません。

○**山口政策企画課長** 保険証につきましては、任意でございます。マイナンバーカードに保険証機能を付けたいという方がいれば付けられますし、保険証は保険証、マイナンバーカードはマイナンバーカードで別にしたいという方がいれば、それは別でも使えるというような制度でございます。

○**久松委員** それで令和3年から始まるよということ。はい。それで、交付拡大に係る経費が増えますよと、こういうことなの。

○佐藤財政課長 はい。今、交付計画。佐野課長からありましたが、増になるのでそれに対する人件費等が必要になってくるものに対して10分の10と。はい。

○久松委員 はい。了解。

○海老原委員 台風15号の被災の対象者の半壊と一部損壊で合計件数は。その内訳、半壊が何件、一部損壊が何件かわかりますか。

○真家総務課長 11月末現在の数字になってしまいますが、半壊が4件、一部損壊が50件となっております。

○久松委員 生活保護システムの改修なんだけれど、マイナンバー情報連携というのは、どういうことなんですか。

○佐藤財政課長 こちらにつきましては、具体的に申し上げますと生活保護の受給者の方の大学に入学する時の就学準備給付金という情報をマイナンバーと連携させるということで。大学に入った時に、一時支給されるということで大学に通学の時は10万、下宿の時は30万という金額が支給されるんですけども、それを他市で申請しても出来るということになるので、それを連携していく。あとは転入した時とか、そういう時にマイナンバーカードに進学準備金の情報があればスムーズにそれをまた受けられる。遠くの大学に行く場合もあるので。

○久松委員 わかりました。それから生命保険会社照会様式が変更になるというのは、どういうこと。

○佐藤財政課長 これは生活保護を受給開始する時に資産照会する。生命保険会社に、銀行とか。その時に生命保険会社に照会する様式が自治体で任意の様式を作ってばらだったんです。生命保険会社の方で耐えられないということで、国の方が音頭をとりまして全国統一の様式に改善して、それをシステムに組込む。

○久松委員 その下の保護者調査項目は何を追加したのですか。

○佐藤財政課長 これは、県の方にシステムから調査項目を挙げていく時に、保護を開始した理由とか。保護を開始した理由は書いてあるんですけど、廃止した理由というのが、そこに項目に無かったということで、その項目を追加しましょうと。年次調査みたいなものがございまして、そこに廃止した理由とか、そういったものをさらに追加すると。国の制度によって追加する項目が増えたということです。

○久松委員 今までは廃止項目は報告の中に入ってなかったんですか。

○佐藤財政課長 そうですね。月次調査というのがございまして、そこに廃止理由で、項目はあるんですけども、選択制になっていて、この中から選べるような、そういうシステムになっている。

○吉田(千)委員 15款の衛生手数料ということで、これが云云かんぬんということではないのですが、ゴミ袋に関することなんですけど、ちょっと破けやすい。薄くて破けやすいという話が何件か寄せられたものですから、なかなか一気には行かないのかもしれないんですが、要望事項として、書かれていることと全く違うのですが、すいません。そういうことで、要望させていただければなということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○**五来環境衛生課長** ごみ袋の破けやすいという声ですね。私も時々お聞きします。規格で全国で大体同じようなんですけれども、実は、前の袋の時には、特厚というのがありまして、通常よりは厚いやつですね。それが結構売っていたので、特厚と比べつと標準サイズですので破けやすいところもございませぬ。今後検討するようにします。

○**島岡委員長** その他何かございませぬか。

(「なし」という声あり)

○**島岡委員長** 続いて、歳出、第2表債務負担行為補正について説明願います。まず、人件費を一括して説明していただき、その後順次項目ごとに説明願います。

○**今野人事課長** 歳出中、総務市民委員会所管の補正予算についてのうち、人件費につきまして説明させていただきます。議案書No2の86ページをお開き願います。第1款議会費第1目議会費につきましては、4月1日付人事異動に伴う職員構成の変動等によりまして給料、職員手当、共済費が減額となるものでございませぬ。続きまして、第2款総務費でございませぬ。第1項総務管理費中第1目一般管理費につきましては、人事院勧告の影響や4月1日付人事異動に伴う職員構成の変動等により給料、共済費が減額、職員手当が増額となるものでございませぬ。第2項徴税費につきましては、4月1日付人事異動に伴う職員構成の変動による給料、職員手当、共済費の増額がございませぬ。87ページをお願いいたします。第3項戸籍住民基本台帳費につきましては、育児休業者1名及び部分休業取得者3名により給料が減額となり、職員手当、共済費につきましては、人事院勧告の影響や4月1日付人事異動に伴います職員構成の変動等により増額となるものでございませぬ。その下の第4項選挙費につきましては、人事院勧告の影響による給料、職員手当、共済費の増額でございませぬ。88ページをお願いいたします。第5項統計調査費、第6項監査委員費につきましては、4月1日付人事異動に伴う職員構成の変動等による給料、職員手当、共済費の減額でございませぬ。98ページの第3款民生費第1項社会福祉費中第7目消費者行政費につきましては、人事院勧告の影響により職員手当が増額となり、一方、共済費につきましては、想定より低かったことによりまして、共済費が減額となったものでございませぬ。91ページをお願いいたします。第4款衛生費中第3項清掃費につきましては、職員の1名減及び部分休業取得者1名による給料、職員手当、共済費の減額となるものでございませぬ。92ページをお願いいたします。第4項環境保全対策費につきましては、4月1日付人事異動による職員構成の変動による給料、職員手当、共済費が減額となるものでございませぬ。96ページをお願いいたします。第8款消防費第1項消防費につきましては、普通退職や採用辞退による職員の減によりまして、給料、共済費は減額となりますが、祝日勤務や災害等により時間外勤務が増えたことから職員手当は増額となるものでございませぬ。説明は以上でございませぬ。

○**山口政策企画課長** 13ページの方をお願いいたします。ふるさと土浦応援寄付事業に係る補正予算についてでございませぬ。ふるさと土浦応援寄付。いわゆるふるさと納税につきましては、9月議会で補正増をさせていただいたところですが、この時の試算を上回るペースで寄付が寄せられておりまして、これに伴いまして、歳出委託料不足が見込まれますことから、再度補正増をお願いするものでございませぬ。補正額でございませぬ。

が、まず、歳入につきましては、先ほど財政課長の方から説明がございましたが、当初予算で1億円。9月議会で2億円補正増をいたしまして、現予算では寄付額3億円と見込んでおりましたが、3番のこれまでの実績欄の一番下に記載してございますように、現在10月までの実績で1億1,429万8,000円の寄付をいただいております、これはこれまで寄付額の一番多かった平成28年度の10月までの実績の約1.14倍にあたることから、今年度の歳入を平成28年度の年間寄付額に同じく1.14倍した4億3,000万円に上方修正するものでございます。また、これに伴う委託料でございますが、寄付金額の増加に伴いまして、お礼品代金、送料及びPR、寄付管理、配送管理等の一括委託料の7,274万1,000円ほど増えることがそれだけ予想されますので、補正増をお願いするものでございます。

○佐野市民課長 14ページをお願いいたします。マイナンバーカード交付円滑化事業の実施に伴います増額補正でございます。マイナンバー制度につきましては、国におきましてマイナンバーカードの普及及びマイナンバーカードの利活用促進に関する方針が決定されましてマイナンバーカードを基盤とした安全安心で利便性の高いデジタル社会の実現に向け、令和2年度に実施されます自治体ポイントの活用や先ほどもご質問のありました令和3年3月から本格実施されますマイナンバーカードの保険証としての利用を円滑に実施されるための施策が盛り込まれたほか、マイナンバーカードの円滑な取得更新の推進について決定をされたことから、この推進に向け改正の整備等を行うものでございます。マイナンバーカードの円滑な取得更新の改正の整備につきましては国で補助金の対象経費の拡大や必要な財政支援を行うこととありまして、本市におきましてもマイナンバーカードの申請受付及び交付を円滑に進めるため交付等に必要な窓口数やマイナンバー制度で定められております職員配置及び必要となります統合末端台数等の整備を図るため、その費用につきまして増額補正をお願いするものでございます。今回お願いするのは非常勤職員の人件費やパソコン、プリンターのリース経費、通信費、ネットワーク用の配線工事等に係る経費で、合計で563万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。なお、この事業は国の補助対象事業で補助率は10分の10となっておりますが、申請者用のいすやホワイトボード等の事務スペースの追加備品等の購入につきましては国の補助対象外となりますことから、歳出合計の563万8,000円から歳入見込の507万5,000円を引いた56万3,000円につきましては、一般財源からの歳出をお願いするものでございます。

○五来環境衛生課長 16ページをお願いいたします。一般廃棄物有料化事業でございます。1番の補正理由でございますが、指定ごみ袋の販売枚数が当初見込よりも増加いたしましたことから、袋の販売代金。市から販売店に販売する額でございますが、家庭ごみ手数料について、歳入の増額の補正をいたします。合わせまして、歳入の家庭ごみ手数料の9パーセントに消費税を加えて各販売店に支払っております販売手数料。こちらが不足する見込でございますので、歳出の増額補正をいたします。2番、補正予算額でございます。まず、歳入につきましては、家庭ごみ手数料を当初予算額1億6,612万5,000円に対しまして、1億1,227万円増額いたします。歳出につきまし

ては、指定ごみ袋販売手数料を当初予算額1,629万7,000円に対しまして、1,101万4,000円増額いたします。3番補正予算の内容でございます。こちらの表をご覧ください。当初の年間販売見込に対しまして、4月から9月の半年の販売実績を見ますと、特に可燃の45と30が多くなっており、半年ではほぼ年間見込枚数に達しております。ごみの排出量、重量の方はですね、ほぼ予測通りで推移をしておりますが、袋の販売店への袋の販売枚数は予想より多くなっているものでございます。今回の補正予算の要求にあたりましては、下半期も上半期と同様数のごみ袋の販売収入があるという前提で積算をいたしました。続きまして、第2表債務負担補正でございます。17ページでございます。新治地方広域事務組合施設解体事業負担金に係る債務負担行為補正でございます。1番債務負担行為の理由です。本年度末での組合脱退にあたりまして、令和3年度、4年度に実施を予定しております環境クリーンセンター等の施設解体工事につきまして、3市の負担割合に応じまして、費用を負担するため債務負担行為の設定をするものでございます。2番補正予算額は2億8,408万6,000円で、解体工事の総額、3市合わせまして16億でございますので、本市の負担割合は18パーセント弱ということになります。3番内容の(1)解体工事にはクリーンセンター、老人福祉センター解体のほか、組合が保管している特定廃棄物の保管施設設置工事。施設で使用する水を離れた場所にある井戸から取っておりますことからその送水管の撤去工事を含むものでございます。(2)解体工事はかすみがうら市が実施主体となりまして、除却債を活用しますが、除却債の期限が令和3年度まででございますことから、令和4年度の実施分は使えません。そのため可能な限り工事を3年度に実施いたします。そのため実施設計等を組合解散前ではございますが、令和2年度に実施するものでございます。4番は年度別内訳でございます。除却債は、償還期間が10年。2年据え置きで利息は0.3パーセントで積算をしております。令和2年度から償還の終了する令和13年度まで負担金を支出するものでございます。

○**島岡委員長** 何かご質問がございますか。

○**今野副委員長** 山口課長に、前も伺ったかと思うのですが、ふるさと応援の寄付金。なぜこんなに多くなったという要因はなんなんですか。

○**山口政策企画課長** 本市では、昨年度4月から返礼割合の方を3割に引き下げております。これは総務省の通知に従うものであったんですけども。他市町村におきましては、返礼割合の高いところが、5割とか6割とか、泉佐野市にいたっては7割8割というようところがございまして、昨年度はそういったところに寄付が集中して返礼割合の低い本市には寄付が少なかったということでございます。本年度は6月から指定制度に代わりまして、全自治体が返礼割合3割以下の地場産品と、同じ競争下になりましたので、離れた寄付者がまた戻ってきたという実態かと思えます。

○**今野副委員長** わかりました。それともう一点よろしいですか。ごみ袋の販売枚数が当初の見込よりも増加しているというところなんですけど、これというのは当初のごみの量がもっとも減るといふのを想定していた。その想定よりもそれほど減らなかったということに関して、ごみ袋の当初予定よりも多くなったということですか。

○**五来環境衛生課長** ごみの減量効果につきましては、当初見込とほぼ同じで推移しております。ただしこの枚数が売れているものにつきましては、理由は実は完全には把握が出来ていないんですけれども、そもそも重さというのが。ごみの集計というのが重さでやっております。何トン、何キロ。袋の容量はリッターですね。重さと容量の換算が。環境省が出している基準値で換算をして、ごみの量が何キロだから何リットルごみが出るでしょうという予測を出したんですけれども。

○**今野副委員長** 1リットル1円というやつですよ。

○**五来環境衛生課長** 1トンのごみは何キロリットルあるのか。という換算ですね。これがそもそも環境省から出している数値と今土浦市が分別によって基準が違うのではないかと。ということと。あとはお店の在庫。家庭のストック。こういったものが今増えている状況である。結局、ゴミの出る量は実際には収集した重さなんですね。量ですけれども。ごみ袋の売れた金額は、市からお店に卸した金額です。消費者がどのくらい買ったかというのは正直つかんでいないところがございます。そこにギャップが生じてしまっているのかなということです。

○**今野副委員長** はい。私の能力ではしっかりとわからなかったんですが、ごめんなさい。というと、枚数が先ほど重さとリットルの違いというのがありましたけれど、先ほど吉田（千）委員がおっしゃってたとおり、薄くて破れやすいから重いものはあまり入れられないから、これを入れちゃうと容量あるけれども破けちゃうから、少なめに入れなくちゃとか、そういうこともあるのかなとちょっと思ってしまったんですけれども。それはあるのでしょうか。

○**五来環境衛生課長** 想定はしておりませんが、先ほど言いましたように、45リットルの袋は1.1円で高いんですね。ですからこちらの意図としては、もっと小さい袋を買って欲しいんですけれども。45リットルは多く売れている。割高になっているから歳入が多いという部分でもございます。やはり45リットルで出している方を見ると、そんなにいっぱいじゃなくても捨てちゃってます。あとは、あまり分別していない状況がございます。もっと小さい袋にして、きちっと入れていただきたいというのが。

○**今野副委員長** ぎっしり入れると破けちゃうんですよ。

○**五来環境衛生課長** ぜったい30リットルがお得なんで。

○**今野副委員長** ありがとうございます。

○**吉田（千）委員** マイナンバーカードの件でちょっとお伺いしたいのですが、今回、申請されて国の予算でやりますよということと、事務費についてはちょっと出ないので切りますよというお話なんですけど、その中で申請受付及び交付を円滑に進めるために、交付等に必要窓口数やマイナンバー制度で定められている職員配置及び必要となるという、云々があったんですけれども。必要な窓口数。この辺はどのように考えているのかとかマイナンバー制度の職員の配置。これは増やす状況であるのか。その辺をちょっと、詳細がちょっとわかれば教えてください。

○**佐野市民課長** 吉田（千）委員のご質問の件についてお答えいたします。マイナンバーカードの窓口につきましては、現在市民課の窓口、正面の窓口で対応させていただ

ているところなんです、向かって右奥に日曜、休日窓口というところがございます。今現在、やはり申請者数が増えてきておりまして、そちらの方もマイナンバーの受付窓口として使っておりまして、さらにそちらを若干スペース、余裕があるような形がありますので、こちらの方にいす等を増やした形で窓口を増やすとともに、今回議案の方を通させていただければ、来年の2月から臨時職員。こちら全額国の補助になるんですが、非常勤職員5名を増員した形で対応にあたらせていただきたいと思いますと考えております。

○久松委員 同じナンバーカードなんだけれども。現在普及率はいくつでしたっけ。もう1回教えてください。

○佐野市民課長 令和元年11月末現在でございます。申請者数が2万7,441人。人口に対します割合は19.2パーセント。交付に関しましては、交付人数が2万3,639人で、人口に対します割合が16.5パーセントとなっております。いずれも人口に対する割合は、県内44市町村中6番目となっております。

○久松委員 それかね、例えば健康保険証利活用だとか消費活性化策だとか、いろいろやったとしても令和2年ではこれが3倍ぐらいになるとか。3年には5倍ぐらいになるとか。令和4年には9割近くなるとか。ちょっと信じられないスピードなんだけれども。実際、これ現実的な数値なんですか。

○佐野市民課長 こちらは、国の方が想定をいたしたもので、2023年3月末、こちら令和4年度末なんです、令和4年度末までに国の方ではほとんどの住民がマイナンバーカードを保有するということを想定したものでございまして、この想定に基づきまして全国の各市町村がこの円滑化計画というのを定めまして、それに基づいた数字で、入れた数字がこの数字になります。実際にですね。今現在、週で申請者数の増加の方を計算しております。今まで10月の集計は、週あたり約90人であったものが、11月に入りまして、1週間あたり180人と、倍ぐらいの申請者数となっております。

○久松委員 それはどういう事情でこんな増えていると思うのですか。

○佐野市民課長 今年の9月に国家公務員等を含む公務員も含み、あとは扶養されている方ですね。そういった方700万人を対象に申請勧奨というものを実施したこと、そういった効果があるのかなと思っております。

○島岡委員長 その他何かございませんか。

(「なし」という声あり)

○島岡委員長 それでは採決いたします。議案第113号令和元年度土浦市一般会計補正予算(第7回)～歳入全部、歳出中第1款(議会費)、第2款(総務費)、第3款(民生費)中第1項(社会福祉費)中第7目(消費者行政費)、第4款(衛生費)、ただし、第1項(保健衛生費)を除く、第8款(消防費)、第2表債務負担行為補正中(新治地方広域事務組合施設解体事業負担金)、第3表地方債補正は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○島岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第113号令和元年度土浦市一般会計補正予算(第7回)～歳入全部、歳出中第1款(議会費)、第2款(総務費)、第3款

(民生費)中第1項(社会福祉費)中第7目(消費者行政費),第4款(衛生費),ただし,第1項(保健衛生費)を除く,第8款(消防費),第2表債務負担行為補正中(新治地方広域事務組合施設解体事業負担金),第3表地方債補正は,原案どおり決しました。

次に,議案第119号財産の取得の変更について((仮称)土浦市立学校給食センター厨房機器物品購入)を議題といたします。執行部より説明を願います。

○**渡辺管財課長** 18ページをお願いいたします。本案件,教育委員会学務課からの案件で,昨年度平成30年9月議会におきまして財産の取得として契約の議決をいただいたものでございます。初めに資料19ページ,6番,変更の内容のところをご覧ください。今回の変更につきましては,10月1日に消費税率が10パーセントへ引き上げられたものに伴うもので,購入する厨房機器については,接続工事,配管工事等を行わない,いわゆる容易に移動が可能な物品に新税率10パーセントが適用となることから,契約金額を増額変更するものでございます。7番,概要に記載がしてありますとおり,購入する厨房機器87種類814台のうち,28種類501台の厨房機器が新税率の適用となるものです。18ページへ戻っていただきまして,そのような理由から契約金額につきまして,消費税率引き上げ対象分212万3,405円の増額となり,変更後は税込5億4,849万5,405円に変更するものです。その他契約名称,納入期限,契約の相手方に変更の方はございません。次の20ページから24ページの方をご覧くださいと厨房機器の一覧表をお付けしております。それぞれ表の一番右側に新税率の対象となるものには印の方を付けてございます。また,続く25ページには新税率が適用となりますものが厨房機器の写真の方を掲載しております。最後に26ページは作業動線図となつてございまして,こちらは昨年度の議案と同様の図面をお付けしている次第でございます。こちらもお覧いただければと存じます。なお,給食センター5月29日までの工期で現在工事の方を行っておりますが,11月末現在で進捗率78パーセントということでございまして,工程表通り進んでいることをご報告申し上げます。以上でございます。

○**島岡委員長** 何かご質問がございますか。

(「なし」という声あり)

○**島岡委員長** それでは採決いたします。議案第119号財産の取得の変更について((仮称)土浦市立学校給食センター厨房機器物品購入)は,原案どおり決することに異議ございませんか。

(「なし」という声あり)

○**島岡委員長** ご異議なしと認めます。よつて,議案第119号財産の取得の変更について((仮称)土浦市立学校給食センター厨房機器物品購入)は,原案どおり決しました。

次に,議案第123号町の区域の変更についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○**真家総務課長** 27ページをお願いいたします。1番,今回小岩田西二丁目に変更を予定してございます区域につきましては,永国東町277番でございます。こちらにつきまして,地方自治法第260条第1項の規定によりまして,議会の議決を求めるもの

でございます。2番、変更する理由につきましては、当該土地の所在が登記簿では永国東町となっておりますが、公図では小岩田西二丁目となっておりますことから、分筆及び所有権移転登記に支障をきたしているというものでございます。3番につきましては変更内容となっております。28ページをお願いいたします。本議案に係ります地主からの要望書でございます。29ページをお願いいたします。こちら位置図でございまして、中央の吹き出しが出ている個所が当該土地でございます。そして、赤い破線部分、こちらが現在の永国東町と小岩田西二丁目の町界でございまして、青い実線が変更後の町界となっております。30ページをお願いいたします。こちら常磐線東側の小岩田西二丁目の公図でございまして、277番が当該土地となっております。次の31ページにつきましてでございますが、当該土地の登記簿謄本となっております。

○島岡委員長 何かご質問がございますか。

(「なし」という声あり)

○島岡委員長 それでは採決いたします。議案第123号町の区域の変更については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり)

○島岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第123号町の区域の変更については、原案どおり決しました。

次に、議案第124号新治地方広域事務組合からの脱退についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○五来環境衛生課長 32ページお願いいたします。1番、脱退の理由でございますが平成21年に3市で締結をいたしました組合事務事業に関する協定が今年度末で満了いたします。また、それを見据えて実施しました土浦市の清掃センターの基幹的施設更新工事が昨年度に完了いたしまして、新治地区を含む全市の一般廃棄物を含む処理を清掃センターで行うことが可能となりましたことから令和2年3月31日をもって脱退するものでございます。2番、組合の解散及び解体費用等の負担でございます。本市が脱退した後、令和2年度のみ組合は、かすみがうら市、石岡市の2市で運営をいたしまして、小美玉市に建設中の霞台厚生施設組合の新ごみ処理施設に移行いたします令和3年3月31日で解散をする予定でございます。組合の設立団体であり、これまで構成市であった本市は組合脱退にあたりまして、令和3年4月以降に実施いたします施設解体に係る債務の負担。特定廃棄物の処分や汚染負荷量賦課金の納付など脱退後も責任を負う事業について2市と協定を締結いたします。内容については、付けた内容でございます。3番、施設解体工事に係る債務の負担についてでございますが、こちらは先ほど第7回補正予算のところでご説明いたしました内容でございます。

○島岡委員長 何かご質問がございますか。

(「なし」という声あり)

○島岡委員長 それでは採決いたします。議案第124号新治地方広域事務組合からの脱退については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり)

○島岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第124号新治地方広域事務組合からの脱退については、原案どおり決しました。以上で当総務市民委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。その他、執行部から何かございますか。

(「なし」という声あり)

○島岡委員長 委員の皆様から何かございますか。

(「なし」という声あり)

○島岡委員長 以上で、当総務市民委員会に付託された全ての案件の審査は終了しました。執行部の皆さんは退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

(執行部退室)

○島岡委員長 その他といたしまして、事務局から何かございますか。

○議会事務局 委員長読み合わせの方を12月24日9時半から行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。あと、定例会終了後、忘年会、懇親会ということで6時からよし町で行いますので、皆さんご参加ということで報告してよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○久松委員 会費はどうするの。

○議会事務局 会費は前回の事前委員会の時にお諮りしまして、積立金の方からお支払いする方になっています。もう1点、予算編成の要望の日程の方が1月7日火曜日10時から予定をしているようなので、よろしくお願ひします。

○島岡委員長 何かございますか。

○吉田(博)委員 残土のやつので市の執行部から話を聞いて、・・・から話を聞いて、残る業者からも話を聞こうという訳なんだけれども。言わないといけないでしょうよね。1回ね。そこまでやって初めて総務市民委員会としての責務を終えるんじゃないかなと思う訳だから。閉会中でも業者呼んでっの。

○島岡委員長 今、吉田(博)委員から、その件に関しまして実は今のままでは片手落ちだろうなという話をさせていただきまして。この件に関しまして、進めてもよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○島岡委員長 そうしましたら、業者の方を議会閉会后、来ない時はしょうがないですよ。

○吉田(博)委員 来ない時はしょうがない。

○島岡委員長 業者というのは、・・・とコンタクトを取った業者でよろしいですか。

○吉田(博)委員 そうそう。いわゆる契約した業者だよな。

○島岡委員長 契約した業者をお呼びして、日程を合わせまして、皆さんにお諮りしますので、1回お話を聞くということでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○島岡委員長 日程につきましては、こちらにお任せしていただいてよろしいでしょうか。と言っても1月は視察が多くて忙しいですけど。

○吉田(博)委員 早いとこやって。出来れば年内。

○島岡委員長 年内ですか。

○吉田（博）委員 議会閉会が24日だから、その場でもいいし、その他でもいいし。

○島岡委員長 その後でよろしいでしょうか。日にちがないですもんね。

○吉田（博）委員 24日までであれば、議会開会中の委員会になるから、別にそれは問題ないし。

○島岡委員長 23日。

○吉田（博）委員 とかでも。だからその辺は調整しろよ。もし、その業者の方が来るということになれば、我々は執行部とやった議事録と・・・とお話した議事録をもう忘れちゃっているだろう、どういう話をしたか。それは寺嶋君に作ってもらって、事前にそれでまた勉強というか再確認をして臨んだ方がいいと思うんだよな。

○島岡委員長 そうしましたら、よろしいですか。事務局。

○議会事務局 はい。

○島岡委員長 まず、第1案が23日。

○吉田（千）委員 23日午前中は大丈夫なんですけど、午後は。

○吉田（博）委員 というか。まずは業者とコンタクトを取って。

○島岡委員長 それ、私話しますから。

○吉田（博）委員 うん。

○議会事務局 ・・・・も一緒に同席ということなんでしょうか。

○吉田（博）委員 いやいや。・・・は別に同席しなくていい。

○議会事務局 同席ではなく、業者だけ。

○吉田（博）委員 そうそう。業者だけ。この前・・・は来てもらったからね。

○島岡委員長 24日又は1月の第2週とか第3週でよろしいでしょうか。

○吉田（博）委員 その辺を調整して、皆さんにまた連絡して。

○島岡委員長 ということでよろしいでしょうか。取りあえずコンタクトを取ります。はい。それから始まります。以上で総務市民委員会を閉会します。お疲れ様でした。